

林野火災注意報・林野火災警報について

2026年3月1日

愛知ネットグループ代表団体
特定非営利活動法人 愛知ネット
理事長 天野 竹行

令和7年の大船渡市などの大規模林野火災を受けて、総務省消防庁が林野火災注意報・警報を新設しました。令和8年1月から全国の市町村で運用が始まりました。

当団体が運営している愛知県旭高原自然の家、愛知県美浜自然の家、愛知県野外教育センターにおいても林野火災防止の観点から林野火災注意報・警報発令時には管轄の市町村の条例にしたがい、火の使用の制限を遵守いたします。利用者の皆様もご協力をお願いいたします。

<林野火災注意報・林野火災警報発令時における屋外での火の使用制限例>

1. 山林、原野等において火入れをしないこと。
2. 煙火(花火)を消費しないこと。
3. 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
4. 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙しないこと。
5. 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市(町・村)長が指定した区域内において喫煙しないこと。
6. 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

<林野火災注意報・林野火災警報の発令指標の例>

	林野火災注意報	林野火災警報
発令指標 (例)	前3日間の合計降水量が1mm以下 + 前30日間の合計降水量が30mm以下 または、乾燥注意報の発表 ※当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、この限りでない。	林野火災注意報の発令指標 + 強風注意報の発表
内容	発令地域での屋外の 火の使用中止の努力義務 (罰則なし)	発令地域での屋外の 火の使用の制限 (罰則あり)

※市町村により条例の制定状況、発令指標や火の使用制限の内容などが異なる場合があります。詳しくは管轄の消防本部等にお問い合わせください。

愛知県旭高原自然の家で林野火災注意報・林野火災警報が発令した場合について

2026年3月1日

愛知県旭高原自然の家

所長 藤嶋 典弘

1. 対象期間

1月から5月まで

2. 警報発令時の禁止行為と対象場所

対象場所	できること	禁止行為
いこいの広場ファイヤー場 うたごえ広場ファイヤー場		〈キャンプファイヤー〉 ・焚火、火文字、手持ち花火 ・ファイヤーロード
ファミリーファイヤー場	〈屋根の下で行うキャンプファイヤー〉 ・焚火、火文字、手持ち花火 〈屋根の下で行う野外炊飯全般〉	・ファイヤーロード
第3炊飯場	〈炭を使用する野外炊飯〉 ・バーベキュー ・焼きそば ・手作り五平餅	〈薪等を使用する野外炊飯〉 ・カレーライス、レトルトカレー ・豚汁、カレーうどん、手作りうどん ・カートンドック
第1.2.4.5炊飯場	〈野外炊飯全般〉	

※注意報発令時については努力義務であるため、施設側と協議の上、団体の判断で実施の可否を判断してください。

3. 発令広報について

林野火災注意報・警報の発令状況は、次の方法で知ることができます。

- 消防車両による巡回広報
- 防災ラジオでの放送
- 豊田市ホームページでの掲載

※愛知県旭高原自然の家は豊田市「東部」です。

警報発令情報の更新時間は9:00、12:00、16:00です。警報が解除されるまで有効です。

警報が発令された場合、炊飯の途中でも速やかに火を消す必要があります。



4. 愛知県旭高原自然の家からのお願い

- ① プログラム作成の際には、林野火災警報によってプログラムの変更ができるように計画してください。雨天案と同じプログラムで実施できるようにすることをおすすめします。林野火災警報が出て活動が中止になってしまった場合の損害については、施設側で負担することはできません。
- ② 第3炊飯場で薪等を使用する野外炊飯を実施する場合、以下の時間までに火の使用を終えるプログラムをおすすめします。
 - 昼食の場合 12:00 まで
 - 夕食の場合 16:00 まで
- ③ 警報発令時に屋外での喫煙は禁止です。当施設は全館禁煙です。警報発令時の喫煙は各自のお車でお願いいたします。